

新経審について

経審を有利にするために

実施対象決算：平成19年7月以降決算
実施年月日：平成20年4月1日予定

経審改正案

国土交通省は、経審の改正を公表した。9月21日に了承した改正案踏まえたもので、完成工事高偏重を是正し、利益や技術力、償却資産を重視する評価にあらためる。完成工事高の上限を2000億円から1000億円に引き下げるとともに、新たな指標として「利払い前税引き償却前利益」(EBITDA)を導入する。※EBITDA＝営業利益＋減価償却費
新経審の経営分析では償却資産を持たない企業や利益の少ない企業は高い評点を得られない仕組みになっている。
今回の経審改正は平成6年以降の大改正となっていて、平成20年4月1日から適用される予定。

評価項目の改正案によると、総合評定(P)点を算出する際の項目別評点のうち、「X1」(完工高)のウエートを現行の0.35から0.25に引き下げ、「完工高偏重」の批判があった従来の評価のあり方を転換する。完工高は各業種ごと1000億円で評価を頭打ちにするほか、評定点も現行の「580～2616」点を、「400～2200程度」点に改正。小規模業者間でも完工高で差が出るようにする。一方で、完工高以外の指標で経営能力による評点の差が出るよう評価方法を変更する。

新たに採用するEBITDAは年度ごとの変動幅が小さく、会計基準が異なっても差が生じにくいなどの特徴があり、国際展開している企業の多くが、経営計画などの指標に用いている。

Y(経営状況分析)点は現行の12指標を抜本的に見直し、8指標で評価する。

- 絶対値の指標を採用するとともに比率の指標についても指標の性格に応じて上下限を設定することにより、ペーパーカンパニーが極端に過大な評価を受けなくなる。 ※完成工事未収入金は評価項目から除外
- 現行と比べ売上高が小さい層では分布幅が狭くなり、売上高が大きい層では分布幅が拡大する。
- 新指標では流動・固定の区分によって影響がでる指標が1指標になるため、実質的に同一の経済効果であるに関わらず計上される勘定科目の差異によって評点に差が出るケースは大幅に減少する。

技術力を適正に評価するため、Z点で新たに元請完工高を評価項目に追加。評価対象の技術者数の上限引き上げ、研究開発費の評価、基幹技能者の加点評価なども導入する。1人の技術者に対する重複カウントは2業種までに制限。階段式の評点テーブルは線形化する。

新たな評価項目全体の改正案一覧

	評価項目	ウェイト	評点幅	備考
X1	・完成工事高(業種別)	0.25	2, 200点程度 から 400点程度	・評点の上限(現行2000億円)を1000億円に引き下げ ・小規模業者間で完工高の評点に差がつくよう評点テーブルを修正
X2	・自己資本額(=純資産額) ・EBITDA(利払前税引前 償却前利益=営業利益+ 減価償却費)	0.15	2, 200点程度 から 400点程度	・自己資本、EBITDAの金額を評価 ・中小業者の層で極端な差がつかないよう評点テーブルを調整 (X1補完的指標として位置付け) ・職員数の評価項目は廃止
Y	・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・売上高経常利益率 ・総資本売上総利益率 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュフロー(絶対額) ・利益剰余金(絶対額)	0.2	1, 400点程度 から 0点	・企業実態を反映した評点分布となるよう評点幅などを見直し ・特定評価項目への偏りを緩和し、デフォルトに関連の深い指標を中心に、 評価項目を見直し ・工事未収入金、工事未払金等は評価項目を廃止
Z	・技術者数(業種別) ・元請完工高(業種別)	0.25	2, 400点程度 から 400点	・元請のマネジメント能力を評価する観点から新たに元請完工高を評価 ・技術者数と元請完工高をそれぞれ数値化して足し合わせることにし、両者間の評 価ウエイトはおおむね4:1程度とする ・技術者の重複カウントは一人当たり2業種までに制限 ・一定の要件を満たす基幹技能者(法令に基づく制度化が前提)や監理技術者講習 受講者などを優遇して評価 ・評点テーブルを線形式化
W	・労働福祉の状況 ・建設業の営業年数 ・防災活動への貢献の状況 ・法令順守の状況 ・建設業の経理に関する状況 ・研究開発の状況	0.15	1, 500点程度 から 0点程度	・評価の上限を引き上げ、それぞれの項目を加点幅・減点幅を拡大 ・自己申告による評価項目(工事安全成績、賃金不払状況)は廃止 ・労働福祉の状況は評価項目を整理統合(例:退職一時金制度と企業年金制度) ・法令順守の状況は、審査期間内における建設業法に基づく行政処分の状況の評価 ・建設業の経理に関する状況は、社内で雇用する公認会計士などの数の評価に加え 会計監査を受けている場合または会計参与を設置している場合に加点 ・研究開発の状況は業種別に評価するのが困難なため、Zから切り離してWで評価。 また、評価対象は会計監査受審企業に限定することとする。

P点算出式

(各項目のウエイト)

現行経審

$$\text{総合評定値}[P]=0.35X1+0.10X2+0.20Y+0.20Z+0.15W$$

改正(減) X1(完工高)0.35→0.25

新経審

$$\text{総合評定値}[P]=0.25X1+0.15X2+0.20Y+0.25Z+0.15W$$

改正(増) X2(資本等)0.10→0.15 Z(技術者数)0.20→0.25

格付

経営分析 → **P点+独自評点(主観点)→格付(ランク)**

※独自評点(主観点)は発注者(国、県、市町村)によって違う。

X1の改正点

(完成工事高)

改正の概要

- ウェイトを0.35から0.25に引き下げる。
 - 完工高の上限を2000億円から1000億円に引き下げ、評点の上限も現行の2,616点から2,200点程度に行き下げる。
 - 評点の下限を、現行の580点から400点程度に引き下げ、完工高が5億円以下の層でより大きな差が付くようにする。
- ※ 完工高が5億円以下の場合、現行のテーブル評点より数%低くなる。

X2の改正点

(自己資本・営業利益＋減価償却費)

改正の概要

- 新たに自己資本と利益額をそれぞれを数値化したものの合計値を評価することとし、自己資本と利益額の評点のバランスは概ね1:1とする。
- 利益額の具体的な評価指標としては、規模を評価する指標であるため年度毎に極端に変動しないこと、申請者が採用する会計基準によって大きな差異が生じないこと等の点を考慮し、EBITDA(イービットディーイー、利払前税引前償却前利益＝営業利益＋減価償却費)を採用する。また、自己資本額の定義は現行と同様に「純資産額」とする。(職員数は削除、県の主観点で加点)

評点の算出方法

(1)自己資本額評点の算出

* 上限3,000億円、下限0億円として点数化

(2)EBITDA評点の算出

* 上限3,000億円、下限0億円として点数化

(3)X2評点の算出

* 上記(1)(2)の点数を足した数値を企業規模数値とし企業規模数値を評点テーブルに当てはめてX2評点を求める。

* X2評点は上限2,200点程度、下限400点程度、平均点は概ね700点とする。

Zの改正点

(技術職員評点)

改正の概要

- ウェイトを0.20から0.25に引き上げる。
- 技術者数と元請完工高をそれぞれ数値化したものの合計値を評価することとし、技術者数と元請の評点バランスは概ね4:1とする。(80%:20%)
- 技術者の重複カウントは、一人あたり2業種まで認めることとする。
- 一定の要件を満たす基幹技能者について新たに加点する(一律3点)。
- 継続的教育を受ける技術者を評価する観点から、監理技術者講習受講者を優遇して評価する(プラス1点)。
- 評点テーブルを線形式化する。(評点を細かくする。)

評点の算出方法

(1)技術職員評点の算出

現行と同様に、28業種毎に技術職員数を数値化したものを評点テーブルに当てはめ点数化。
(1級は5, 2級は2, その他は1×人数)

評点テーブルは、現行の技術職員評点テーブルを参考に線形式で新たに作成。

(2)元請完工高評点の算出

元請完工高を業種毎に上限1000億円、下限ゼロの範囲内で点数化。

評点テーブルは、評点の平均値が(1)と同程度になるよう、新たに作成。

(3)Z評点の算出

上記(1)と(2)を4:1の割合で加重のうえ合算して算出。

Zの改正案一覧

Z

技術職員評点

ウエイト 0.20→0.25

評点テーブルの線形式化

技術者の重複カウント 1人2業種まで

基幹技能者 新たに加点 一律3点

監理技術者講習受講者 一人プラス1点

1級 → 5P

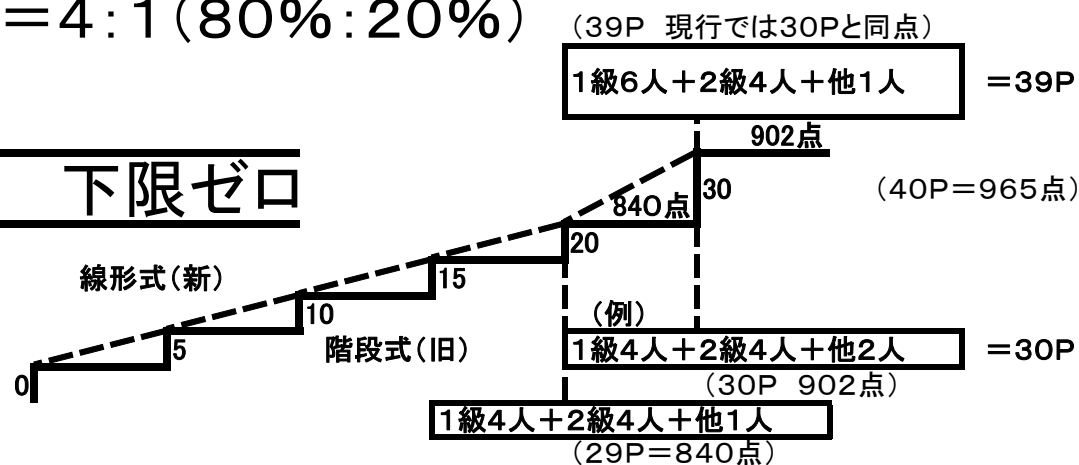
2級 → 2P

その他 → 1P

技術者評点: 完工高評点 = 4:1 (80%:20%)

元請完成工事高評点

業種毎に 上限1000億円 下限ゼロ



Wの改正点 (その他の審査項目)

- 評点の上限を引き上げ、特に労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大。
- 法令遵守状況を評価項目に加える一方、自己申告による評価項目(工事安全成績、賃金不払状況)を廃止。
- 経理の信頼性の向上に取り組む企業を評価する観点から、新たに監査の受審状況を評価。
- 研究開発の状況として、新たに研究開発の金額を評価(会計監査人設置会社に限定)。

改正案

	点数	旧	備考
雇用保険未加入	-30	-15	賃金未払件数は自己申告項目のため廃止
健康保険・厚生年金保険の未加入	-30	-15	退職一時金、企業年金は一つの評価項目に統合
建退共加入	15	7.5	残った項目について、加点幅・減点幅ともに倍に引き上げる。
退職一時金or企業年金制度の導入	15	各7.5	現行ではW1項目全体での下限が0点になっているが、これを撤
法定外労災制度の加入	15	7.5	廃する(保険未加入のマイナスがW全体に影響するように)。
W1:労働福祉の状況(計)	45	30	
W2:建設業の営業年数	60	30	上限、下限(5~35年)は現状のまま、加点幅を引き上げる。
W3:防災協定締結の有無	15	3	評価内容は現状のまま、加点幅を引き上げる。 ※工事の安全成績は撤廃。
W4:法令遵守状況	-30	新設	審査期間内に営業停止処分を受けた場合は-30点、指示処分 を受けた場合は-15点。
監査の受審状況	20	新設	会計監査人の設置20点、会計参与の設置10点、公認会計士 等の社内経理実務責任者による自主監査2点
公認会計士等数(含む経理事務士)	10	10	社内に雇用する公認会計士、経理事務士等の数を評価
W5:建設業の経理の状況(計)	30	10	
W6:研究開発の状況	25	新設	加点対象は、会計監査人設置会社に限定し、公認会計士協会の 指針等で定義された研究開発費の金額を評価
合計	175	103	
中小企業の実質合計	130	73	

Wの改正要点

○評点の上限を引き上げ、特に労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大。

○法令遵守状況を評価項目に加える一方、自己申告による評価項目(工事安全成績、賃金不払状況)を廃止。

1 退職一時金、企業年金は一つの評価項目に統合

中小企業退職金制度(中退共)か厚生年金基金のどちらか加入で15点
建退協加入15点、法定外労災制度加入15点
雇用保険未加入は-30点、厚生年金未加入は-30点

2 営業年数の上限、下限(5~35年)は現状のまま、加点幅を引き上げる。

(現状の2倍の点数 最高点は現状30点→60点)

3 防災協定の評価内容は現状のまま、加点幅を引き上げる。

(現状3点→15点(5倍))

※防災協定 県と締結済みの協会等

(沖縄県建設業協会、名護市管工事協同組合、沖縄市管工事協同組合)

4 法令遵守状況

審査対象期間内に営業停止処分を受けた場合は-30点

指示処分を受けた場合は-15点。

(工事の安全成績、賃金不払いは撤廃。)

5 公認会計士等数(経理事務士含む)は現状のまま(最高点10点)

Yの改正案について

(経営状況分析)

	記号	経営分析の指標()は寄与度	影響	算出式	上限値	下限値
負債抵抗力 指標	X1	純支払利息比率(29.9%)	↓	(支払利息－受取利息)/売上高×100	5.1	-0.3
	X2	負債回転期間(11.4%)	↓	(流動負債＋固定負債)/(売上高÷12)	18.0	0.9
収益性・ 効率性指標	X3	総資本売上総利益率(21.4%)	↑	売上総利益/総資本(2期平均)×100	63.6	6.5
	X4	売上高経常利益率(5.7%)	↑	経常利益/売上高×100	5.1	-8.5
財務健全 指標	X5	自己資本対固定資産比率(6.8%)	↑	自己資本/固定資産×100	350.0	-76.5
	X6	自己資本比率(14.6%)	↑	自己資本/総資本×100	68.5	-68.6
絶対的 力量 指標	X7	営業キャッシュフロー(絶対額)(5.7%)	↑	営業キャッシュ・フロー(2期平均)/1億	15.0	-10.0
	X8	利益剰余金(絶対額)(4.4%)	↑	利益剰余金/1億	100.0	-3.0

※X7 営業キャッシュフロー＝経常利益＋減価償却費±引当金増減額－法人税等±売掛債権増減額±仕入債務増減額±棚卸資産増減額±受入金増減額

※X3 2期平均の総資本が3千万円以下の場合は3千万円と読み替える(下限額)。

Y指標の意味

負債抵抗カ

○ 有利子負債は、金利・負債総額により間接的に評価

X1 純支払い利息比率 計算式 $\frac{\text{支払利息} - \text{受取利息配当金}}{\text{売上高}} \times 100$ 寄与度 29.9%

○ 売上高に対して実質の金利負担がどれだけあるかを見る指標

○ 企業評価にマイナスに働く指標で低いほどよい

X2 負債回転期間 計算式 $\frac{\text{流動負債} + \text{固定負債}}{\text{売上高} \div 12}$ 寄与度 11.4%

○ 負債総額が月商の何ヶ月分相当するかを見る指標

○ 企業評価にマイナスに働く指標で低いほどよい

収益性・効率性

○ 寄与度が高く、またX2においても利益評価→新経審における利益重視の表れ。

X3 総資本売上総利益 計算式 $\frac{\text{売上総利益}}{\text{総資本(2期平均)}} \times 100$ 寄与度 21.4%

○ 企業が経営活動のために投下した総資本に対してどれだけの売上総利益をあげたかを見る。

○ 企業評価にプラスに働く指標で高いほど良い。

○ 総資本(2期平均が3,000万円未満であれば、3,000万円とみなして計算。

X4 売上高経常利益率 計算式 $\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$ 寄与度 5.7%

○ 売上高に対してどれだけの経常利益を上げたかを見る比率

○ 企業評価にプラスに働く指標で高いほど良い。

Y指標の意味 2

財務健全性

○ 現行の安全性・健全性の指標と同じ

X5 自己資本対固定比率 計算式 $\frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産}} \times 100$ 寄与度 6.8%

○ 固定資産がどの程度自己資本にで賄われているかを見る指標

○ 企業評価にプラスに働く指標で高いほど良い。

X6 自己資本比率 計算式 $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$ 寄与度 14.6%

○ 総資本に対して自己資本の割合を見る指標

○ 企業評価にプラスに働く指標で高いほど良い。

絶対的力量

○ 従来の比率と違い、絶対額にて評価

X7 営業キャッシュフロー 計算式 $\frac{\text{営業キャッシュフロー(2期平均)}}{1\text{億}}$ 寄与度 5.7%

○ 企業の営業活動により生じたキャッシュの増減を見る指標で高いほど良い。

○ 億円単位に換算しているため、大手企業に影響をもたらすが、中小企業には厳しい指標。

※ 営業キャッシュフロー = 経常利益 + 減価償却費 ± 引当金増減額 - 法人税住民税及び事業税 ± 売掛債権増減額 ± 仕入債務増減額 ± 棚卸資産増減額 ± 受入金増減額

X8 利益剰余金 計算式 $\frac{\text{利益剰余金}}{1\text{億}}$ 寄与度 4.4%

○ 企業の営業活動により生じた利益のストックを見る指標で高いほど良い。

○ 億円単位のため営業CFと同様、大手企業に影響をもたらすが、中小企業には厳しい指標。

経営分析各科目の理想限度額

			上限	下限
X1	売上高に対して	(支払利息－受取利息等)の理想(満点額)割合		-0.30%
X2	売上高に対して	負債総額の理想(満点額)の割合		7.49%
X3	総資本に対して	売上総利益の理想(満点額)の割合	63.60%	
X4	売上高に対して	経常利益の理想(満点額)の割合	5.10%	
X5	自己資本に対して	固定資産の理想(満点額)の割合	28.57%	
X6	自己資本に対して	総資本の理想(満点額)の割合	145.90%	
X7	営業キャッシュフロー	数値の多いほど良い(絶対額)	15億	
X8	利益剰余金	数値の多いほど良い(絶対額)	100億	